

厚生労働省
令和3年8月6日
09時30分現在

令和3年（2021年）7月1日からの大雨について（第22報）

1 厚生労働省における対応

7/3 13:25 厚生労働省災害情報連絡室設置
7/3 17:00 厚生労働省災害対策本部設置
7/3 20:30 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催
7/5 18:00 第2回厚生労働省災害対策本部会議開催
7/6 厚生労働省被災者生活・生業再建支援チーム設置
7/9 厚生労働省災害対策本部幹事会開催

2 医療関係

(1) 医療関係全般

各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報についてEMIS等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとるよう注意喚起を依頼（7/1）。

(2) EMISの運用状況（8月5日18時00分）

7/3 千葉県 00:52 EMIS 警戒モードに切り替え。
7/5 → EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）
7/3 静岡県 13:20 EMIS 災害モードに切り替え。
7/7 島根県 6:09 EMIS 警戒モードに切り替え。
7/11→ EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）
7/12→ EMIS 警戒モードに切り替え。
7/14→ EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）
7/7 鳥取県 7:23 EMIS 警戒モードに切り替え。
7/12→ EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）
7/8 広島県 5:40 EMIS 警戒モードに切り替え。
7/13→ EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）
7/9 熊本県 13:39 EMIS 警戒モードに切り替え。
7/11→ EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）
7/10 鹿児島県 1:30 EMIS 警戒モードに切り替え。
7/11→ EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）
7/11 茨城県 17:31 EMIS 警戒モードに切り替え。

7/12→ EMIS 通常モードに切り替え。(警戒解除)

(3) 医療施設の被害状況（8月5日18時00分）

現時点で被害報告なし。引き続き情報収集に努める。

(4) DMAT 活動状況（8月5日18時00分）

7月20日に活動終了済み。

(5) DPAT 活動状況

静岡県

7月20日に活動終了済み。

(6) 看護関係の支援活動の現状について

・ 静岡県から静岡県看護協会に依頼があり、災害支援ナースを当初2カ所へ各2名合計4名派遣する予定であったが、調整の結果、ニューフジヤホテルへ7月6日より合計5名を派遣した。7月20日から避難場所の変更に伴い、新設避難所である金城館に合計5名派遣した（7月31日で活動終了）。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

・ 現時点で、家屋等損壊地域等を除き復旧済み

断水解消済み				
【静岡県】 熱海市	804	0	7/3～ 7/16	・土石流に伴う配水池の損壊による 断水（家屋等損壊地域等を除き復 旧済）
【愛知県】 設楽町	6	0	7/3	・配水管損壊による断水（復旧済）
【鳥取県】 米子市	4	0	7/12～ 7/13	・橋梁に添架する配水管の流出によ る断水（復旧済）
【島根県】 出雲市	16	0	7/12～ 7/13	・土砂崩れに伴う配水管損壊による 断水（復旧済）
【大田市】 斐川宍道水道	143	0	7/12～ 7/13	・土砂崩れに伴う水道管損壊による 断水（復旧済）
	4	0	7/12～ 7/13	・法面（のりめん）崩壊に伴う配水 管損壊による断水（復旧済）

企業団 (出雲市)				
雲南市	839	0	7/12～ 7/21	・水道施設の浸水等による断水（復旧済）
【広島県】 竹原市	340	0	7/8～ 7/10	・河川護岸崩落に伴う水道管損壊等による断水（復旧済）
東広島市	20	0	7/8～7/9	・道路崩落に伴う配水管損壊による断水（復旧済）
三原市	4	0	7/9～ 7/10	・山の法面（のりめん）崩壊に伴う水道管損壊による断水（復旧済）
【愛媛県】 愛南町	139	0	7/18～ 7/19	・水道管損壊等による断水（復旧済）
【鹿児島県】 さつま町	120	0	7/10～ 7/11	・道路崩落等に伴う水道管損壊による断水（復旧済）
合計	2,439	0		

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

- ・静岡県三島市の認知症高齢者グループホーム1カ所で居室に土砂流入の被害あり。入居者は避難済み。
 - ・静岡県熱海市の有料老人ホーム1カ所で床上浸水の被害があったが、復旧済み。
 - ・静岡県熱海市伊豆山の特別養護老人ホーム1カ所で断水（給水車による給水を実施）があったが復旧済み。
 - ・島根県松江市の有料老人ホーム1カ所で床上浸水の被害があったが、復旧済み。
- 人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

静岡県沼津市の共同生活援助事業所1カ所で床上浸水の被害あり。入所者は避難済み。人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

現時点での被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(4) その他

- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨・暴風等の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼(7/1)。
- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼。また、法人間、関係団体との連携による応援職員の確保を依頼とともに、関係団体に対しても協力を要請(7/7)。
- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和3年7月1日からの大雨における福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用（人件費、旅費及び宿泊費）及び社会福祉施設等への派遣に係る旅費及び宿泊費の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知(7/7)。
- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動
静岡県熱海市の避難所において、静岡県の福祉関係団体で構成する静岡県災害派遣福祉チームが支援活動を開始(7/6～)。

5 保健・衛生関係

(1) 人工透析

- ・各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した(7/1)。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した(7/1)。
- ・日本透析医会より、熱海市内において、災害による車両通行止めにより、複数名の患者が透析を受けられず、現在保健所において調整中の情報があり、以下のとおり対応。

※7月3日に熱海保健所より静岡県へ、熱海市内の2病院の人工透析患者12名（神奈川県在住者）が、災害による車両通行止めのため、翌日7月4日の人工透析を受けられない状況との連絡があり。そのうち4名については、患者地元の他医療機関で人工透析が受けられるよう調整済み。うち、2名は翌日から、かかりつけの医療機関で治療を再開。2名は引き続き他医療機関で人工透析を実施。また、8名につい

ては、熱海駅から病院までの道路が緊急車両のみ通行可能であったため、静岡県の危機管理部局と調整し、病院の所有車両を緊急車両として患者を病院へ移送（7/5）。以降も病院の所有車両を緊急車両として通行可としており、患者の搬送や自宅訪問について問題なし（7/8）。

- ・他医療機関で人工透析を実施していた2名について、1名はかかりつけの医療機関で治療を再開し、残りの1名について、現在も他医療機関で人工透析を実施中（8/5）

引き続き情報収集に努める。

（2）人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/1）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（7/1）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

（3）アレルギー対策

避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応として、避難所でのアレルギー疾患に対する特段の配慮について事務連絡を発出（7/8）。

※ 「【事務連絡】避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応について」（令和3年7月8日付けがん・疾病対策課事務連絡）

（4）公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を発出（7/3）。

※ 「【事務連絡】令和3年7月1日からの大雨による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和3年7月3日付け関係課連名事務連絡）

（5）被災者の健康管理

○ 都道府県、保健所設置市、特別区に、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡等を送付し、被災者への対応を要請した。引き続き情報収集に努める。

- ・「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」（令和3年7月9日付け健康局健康課事務連絡）

- ・「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（令和3年7月9日付け健康局健康課事務連絡）
- ・「被災地における熱中症予防について」（令和3年7月9日付け健康局健康課事務連絡）
- ・「管轄避難所等情報の記録様式について」（令和3年7月9日付け健康局健康課事務連絡）

（6）保健所

市内の宿泊施設2カ所が避難所として指定。避難者の健康管理を保健所がJMAT等と連携し対応。厚労省も情報交換しつつ支援。新型コロナウイルス感染症対策も含めた衛生管理を行っている。避難所は宿泊施設で個室管理であり、引き続き、避難者の健康情報の把握と共有に努める。

（7／26）

（7）DHEATについて

熱海保健所に対して、DHEAT派遣に関して情報提供。現在支援ニーズがないことを確認。（7／5）

（8）その他

感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況

- ・現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

（1）薬局、薬剤師

- ・各都道府県等に対し、大雨に伴う薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（7／1）。
- ・薬局において、静岡県で4件、広島県で15件、鹿児島県で3件、浸水等の被害があったが、いずれも営業は再開されている。引き続き情報収集に努める。

（2）輸血用血液製剤関係

- ・日本赤十字社等に対し、大雨についての注意喚起とともに、被害情報等の収集と共有を行うよう依頼（7／1）。
- ・現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

（3）毒物劇物関係

- ・各都道府県等に対し、大雨に伴う毒物劇物関係の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（7/1）。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 介護保険関係

(1) 利用者関係

- 被災した要介護高齢者等への対応について
災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/3 静岡県、7/9鳥取県、島根県、7/10鹿児島県）。
当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡（7/3、7/9、7/10）。
- 被災した要介護高齢者等の安否確認等について
市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（7/3静岡県、7/9鳥取県、島根県、7/10鹿児島県）。
- 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について
災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（7/3静岡県、7/9鳥取県、島根県、7/10鹿児島県）。

8 障害福祉関係

○ 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を

要請(7/4静岡県、7/8鳥取県、島根県、7/10鹿児島県)。

○ 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する障害児者やその家族に対する支援に当たって、障害特性等に応じた特段の配慮を講ずるよう要請(7/4静岡県、7/8鳥取県、島根県、7/10鹿児島県)。

○ 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を周知(7/4静岡県、7/9鳥取県、島根県、7/10鹿児島県)。

○ 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者を所得制限の対象外とする等の特例措置について都道府県等に要請(7/5)

○ 就労継続支援A型事業所等の賃金について

被災した就労継続支援A型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。(7/5)

○ 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

災害により被災した要援護者の障害児入所施設での受入れに係る特例措置について周知。(7/5)

○ 令和3年7月1日からの大雨の発生に伴う障害児入所施設等の人員基準等の取り扱いについて

他施設等からの応援職員派遣に伴う設備や人員基準等の緩和について周知。(7/5)

9 児童福祉関係

(1) 利用者関係

○ 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請(7/5)。

・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体

において適切に受けられるよう柔軟に対応すること

- ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと
- ・保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
- 各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供（7/5）。
- 各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請（7/5）。
- ・保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと

(2) 事業者関係

- 各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣することで、派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。（7/4）
- 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。（7/4）

(3) その他

- 各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。（7/4）
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等
- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。（7/5）
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等

10 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知

を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/3）。

※「令和3年7月1日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和3年7月3日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/3）。

○ 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和3年7月3日付け保険局保険課事務連絡）を送付（7/3）。

○ 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和3年7月3日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（7/3）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○ 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和3年7月1日からの大雨による災害に関する後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和3年7月3日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（7/3）。

11 年金関係

○ 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、対象市町村に対しても周知（7/5）。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和3年7月5日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

○ 年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（7/5）

12 労働関係

(1) 労働災害発生状況

- ・ 鳥取県倉吉市で土砂崩れにより工場が倒壊し、労働者3名が被災した。
(7/8)

(2) 労災保険

- ・ 労働局に対して、労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくとも請求書を受理する等の手続きの簡略化について指示。(7/5静岡県、7/8鳥取県、島根県、7/12鹿児島県、7/13島根県)

(3) 労働保険料等の取扱いについて

- ・ 労働局に対して、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等の実施について指示(7/5静岡県、7/8鳥取県、島根県、7/12鹿児島県、7/13島根県)。

(4) 倒産等による賃金未払の救済について

- ・ 労働局に対して、事業場が倒産し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化について指示(7/5静岡県、7/8鳥取県、島根県、7/12鹿児島県、7/13島根県)。

(5) 勤労者生活関係

① 勤労者退職金共済機構

- ・ 被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続の簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知(7/5)。
- ・ 被災した財形持家融資返済中の方に対する返済猶予措置及び新たに財形持家融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知(7/5)。

② 労働金庫

- ・ 通帳等のない場合の預金引き出し、定期性預金の満期日前の支払についての相談等及び特別融資の実施について、労働金庫のホームページにて周知(静岡県労働金庫(7/5)、中国労働金庫(7/12)、九州労働金庫(7/12))。

(6) その他

- ・ 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応(7/9～)。

- ・がれきの処理作業等における労働災害の防止を指導する際に配布する使い捨て式防じんマスク1,000枚を静岡労働局三島労働基準監督署に発送。(7/21)

13 雇用関係

(1) 雇用保険

- ・各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示(7/5)。(事務連絡「令和3年7月1日からの大雨に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」)
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮(失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等)を行うこと

(2) 障害者雇用関係

- ・障害者雇用対策課長通知で、被災地域に事業所のある企業については、企業からの申し出により、障害者雇用納付金の納付期限を猶予していただくよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して要請(7/12)。

こうした要請を行った旨を、都道府県労働局に対しても周知。(「令和3年7月1日からの大雨による災害被災事業主に係る障害者雇用納付金の取扱いについて」(令和3年7月12日事務連絡))

14 災害ボランティア関係

- 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、1県2市であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉所日	備考
静岡県	熱海市	7月5日		募集範囲を熱海市内在住者に限定して活動中。
	富士市	7月6日	7月21日	7月22日以降は通常のボランティアセンターでの活動に移行。
	沼津市	7月7日		現在は、ニーズに応じて、隨時ボランティアを募集。
島根県	出雲市	7月13日	7月26日	7月27日以降は通常のボランティアセンターでの活動に移行。
	雲南市	7月15日	7月30日	7月31日以降は通常のボランティアセンターでの活動に移行。

広島県	竹原市	7月13日	<u>7月31日</u>	8月1日以降は通常のボランティアセンターでの活動に移行。
鹿児島県	伊佐市	7月13日	7月16日	7月17日以降は通常のボランティアセンターでの活動に移行。

- 全国社会福祉協議会によると、発災から8月4日までに、延べ2,131人のボランティアの方々が活動。

＜ボランティア活動数＞ (単位:人)

	7月6日 ～7月30 日	7月31日 (土)	8月1日 (日)	8月2日 (月)	8月3日 (火)	8月4日 (水)	累計
熱海市	<u>100</u>	<u>18</u>	<u>25</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>24</u>	<u>203</u>
富士市	100	二	二	二	二	二	100
沼津市	<u>320</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>320</u>
出雲市	<u>787</u>	二	二	二	二	二	<u>787</u>
雲南市	<u>463</u>	二	二	二	二	二	<u>463</u>
竹原市	<u>191</u>	<u>20</u>	二	二	二	二	<u>211</u>
伊佐市	47	二	二	二	二	二	47
計	<u>2,008</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>24</u>	<u>2,131</u>

※ 8月5日19:00時点で把握しているボランティア数。

速報値であり、今後、遡って数が変動する場合がある。

15 消費生活協同組合関係

- 共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。(7/5)

16 独立行政法人福祉医療機構関係

- 相談窓口を設置し、社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資及び返済猶予に関する相談、社会福祉施設職員等退職手当共済の掛金納付の猶予等に関する相談受付を開始(7/5)。

以上